

# 宅地防災工事等資金融資制度のご案内

## 1 宅地防災工事等資金融資とは

(令和3年6月現在)

宅地を土砂の流出などによる災害から守るため、防災工事を行うよう市から改善勧告又は改善命令などを受けた方等に必要資金を融資するもので、独立行政法人住宅金融支援機構が行うものと北九州市が行うものがあります。

## 2 融資を受けることができる工事（減災工事を除く）

①のり面の保護 ②排水施設の設置 ③整地 ④擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます）

※応急措置や仮復旧のための工事は、融資の対象にはなりません。

※工事の内容が、宅地造成等規制法第9条の「技術的基準」に適合していることが必要です。

## 3 融資の種類

(1) 住宅金融支援機構の融資：詳細については、機構のホームページでご確認ください。

お申し込みができる方	融資額	貸付利率	償還期間
「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」または「建築基準法」に基づく改善勧告を受けてから2年以内、若しくは改善命令を受けてから1年以内に申し込みをする場合	10万円～1,170万円 (工事費の90%以内)	団体信用生命保険の加入の有無によって異なります。	15年以内

○担保 「工事を行う土地」と「その土地に建つ家屋等」に第1順位の抵当権を設定します。

(2) 北九州市の融資

お申し込みができる方	融資額	貸付利率	償還期間
<b>防災工事</b> 住宅金融支援機構の融資を受けることが決定した方が、機構の貸付限度額以上の工事を行う場合	10万円～200万円 (工事費の90%以内)	住宅金融支援機構（以下機構）の利率【団体信用生命保険に加入しないタイプのもの】と同じ (0.64%※1)	10年以内
「災害対策基本法」に基づく事前措置の指示または事前措置予告通知を受けてから1年以内に工事を行う場合や「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「建築基準法」のいずれかで勧告を受けた日から2年以内または改善命令を受けた日から1年以内に工事を行う場合	10万円～380万円 (工事費の90%以内)		
<b>復旧工事</b> 現に崖崩れが発生しており、崖崩れによって宅地に被害が及んでいるもので、市長が復旧工事を要すると判断する崖	10万円～1,000万円 (工事費の90%以内)	0.35%/ただし、機構の利率が0.8%を超える場合は、その金利から▲0.45%/機構の金利が0.35%未満の場合はその金利と同率	15年以内 (300万円以下の場合は10年以内)
<b>減災工事</b> 崖崩れ災害を未然に防ぐために行う擁壁の補強工事、法面保護工事等で、工事による減災効果が適当であると市長が認める工事を行う場合	10万円～200万円 (工事費の90%以内)	幹事行が定める長期プライムレートに0.05%を加えた利率 (1.05%※2)	10年以内

○担保 「防災工事」「減災工事」の場合 取扱金融機関が定める担保（連帯保証人が必要な場合があります。）  
「復旧工事」の場合 保証会社の保証を受けられることが必要です。（保証会社の保証料は、貸付利率に含まれています。）

※1 利率は1か月程度の周期で変動しますので、住宅金融支援機構のホームページでご確認ください。

※2 利率は変動しますので、北九州市開発指導課へお尋ねください。

○取扱金融機関 みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡ひびき信用金庫  
(融資の種類によってはお取り扱いできないことがあります。詳細はお尋ねください。)

<お問合せ先>

住宅金融支援機構の融資	お客様コールセンター	0120-0860-35	(通話無料)
北九州市の融資	北九州市建築都市局開発指導課	093-582-2644	

# 北九州市宅地防災工事等資金融資制度の紹介

	イメージ写真	融資制度
<p><b>防災工事</b> (既設擁壁撤去後、擁壁新設等を行なう工事)</p>	<p>既設擁壁撤去後 又は崩壊後</p>  <p>擁壁工事完了</p> 	<p><b>防災工事融資</b></p> <p>○住宅金融支援機構の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資額：10万円～1170万円 (工事費の90%以内)</li> <li>・貸付利率：機構HPでご確認ください</li> <li>・償還期間：15年以内</li> </ul> <p>*市から200万円までの追加融資有 (市の場合の償還期間は10年以内)</p> <p>○北九州市の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資額：10万円～380万円 (工事費の90%以内)</li> <li>・貸付利率：0.64% (R3.6.1)</li> <li>・償還期間：10年以内</li> </ul> <p>*工事の内容が、技術基準に適合していること</p>
<p><b>復旧工事</b> (既に崩壊した擁壁の復旧工事)</p>		<p><b>復旧工事融資</b></p> <p>○北九州市の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資額：10万円～1000万円 (工事費の90%以内)</li> <li>・貸付利率：0.35%</li> </ul> <p>ただし、機構の利率が0.8%を超える場合は、その金利から▲0.45% /機構の金利が0.35%未満の場合はその金利と同率</p> <p>*工事の内容が、技術基準に適合していること</p>
<p><b>減災工事</b></p>	<p>減災工事施工前</p>  <p>減災工事施工後</p> 	<p><b>減災工事融資</b></p> <p>○北九州市の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資額：限度額200万円 (工事費の90%以内)</li> <li>・貸付利率：1.05% (R3.6.1)</li> <li>・償還期間：10年以内</li> </ul> <p>*減災効果が適当であると市長が認める工事</p>

※いずれの工事も、①自己居住していること、②土地と擁壁の所有者であること、③年齢上限70歳以下であること等、一定の条件がありますので、業者見積書、図面、写真等を持参の上、一度開発指導課までご相談ください。